

農福連携を視野に入れた再犯防止の取組

法務省高松矯正管区更生支援企画課



再犯ぼうし君・しえんちゃん

刑法犯認知件数と再犯者数（再犯者率）の関係

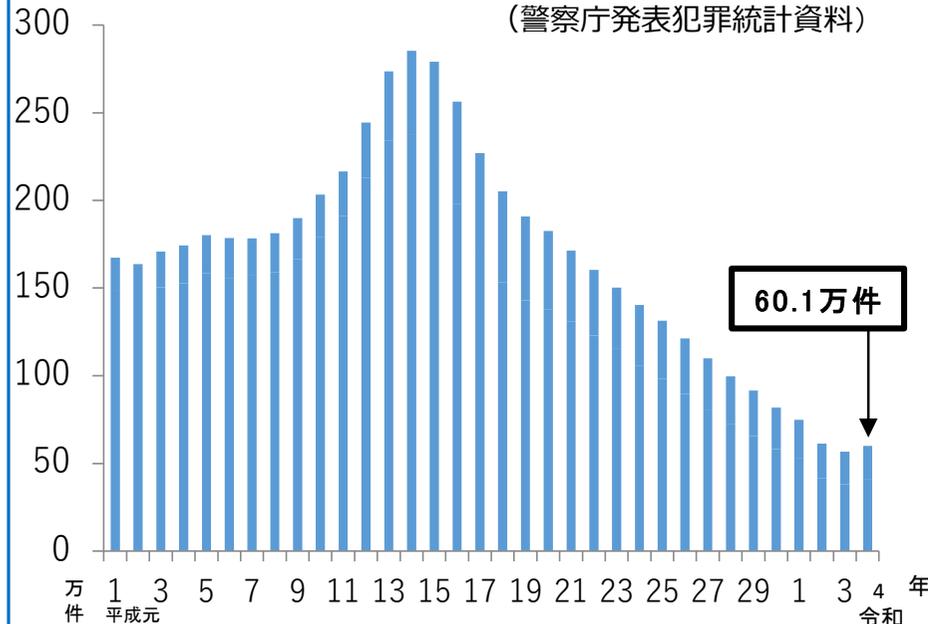
刑法犯認知件数

令和4年の刑法犯認知件数は

60万1千件

で令和3年まで**19年**連続して減少
(警察庁発表犯罪統計資料)

認知件数



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

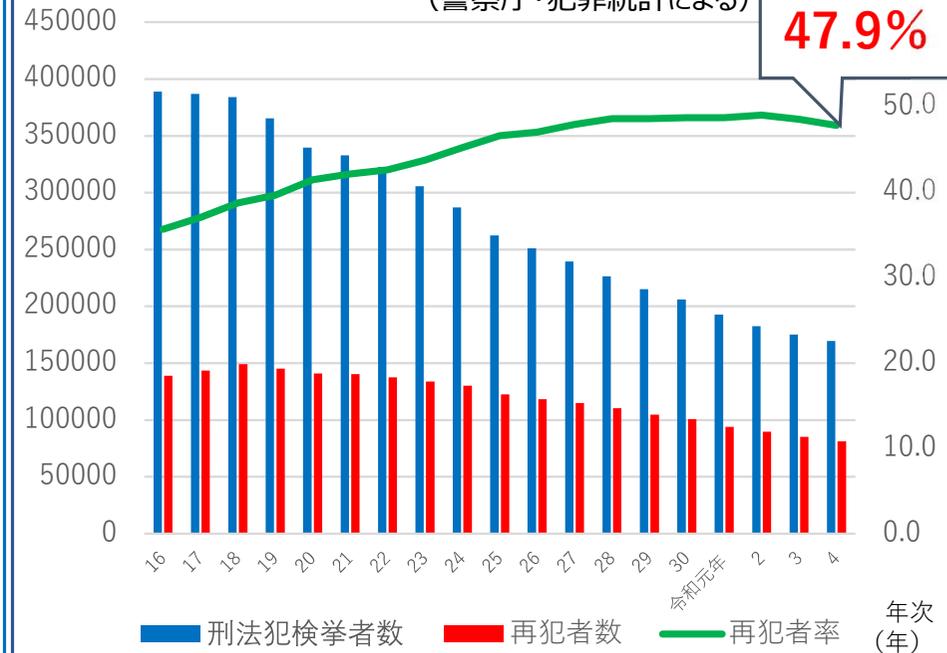
約半数が再犯者

(警察庁・犯罪統計による)

再犯者率 (%)

47.9%

検挙者数 (人)

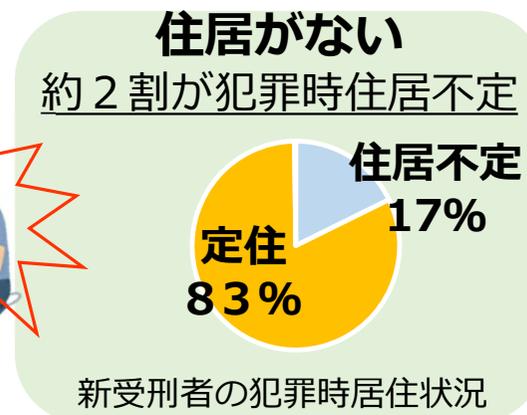
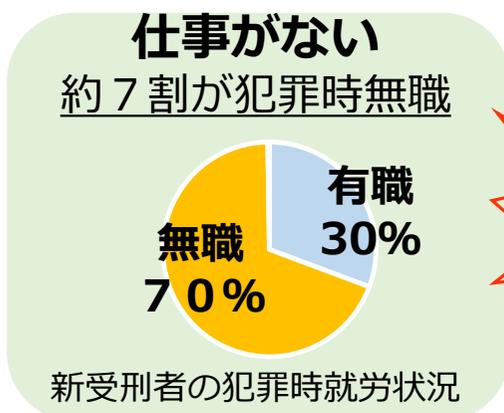


- ▶ 犯罪を減らすためには**再犯者**に対して特に対策が必要
➡ 国・地方公共団体・民間団体等が**連携**して取り組む**体制**の整備



再犯防止の課題

犯罪や非行をした人の中には、様々な「**生きづらさ**」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。



(令和4年矯正統計年報)

地域に戻っても・・・



【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



就労の確保

住居の確保

保健医療・福祉サービスの提供

修学の支援

再犯防止に向けた国の取組

平成28年12月 「再犯防止推進法」成立

- ・ 生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための「息の長い」支援等を行うために、再犯防止施策の基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明確化
- ・ 再犯防止＝「犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと」（法第2条第2項）

平成29年12月 「再犯防止推進計画」策定（H30年度～R4年度）

- ・ 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間（平成30年度から令和4年度まで）で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画
- ・ 5つの基本方針の下、7つの重点課題について115の具体的な施策を盛り込む

令和5年3月 「第二次再犯防止推進計画」策定（R5年度～R9年度）

- ・ 第一次推進計画の基本方針を踏襲し、第二次推進計画で発展・加速させる。
- ・ 96の具体的な施策を定め、その実施により「世界一安全な日本」を目指す。

再犯防止に向けた国の取組

- ▶ 平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ▶ 平成29年12月「第一次再犯防止推進計画」閣議決定(H30年度～R4年度)
- ◎ 令和5年3月「**第二次再犯防止推進計画**」閣議決定(H5年度～R9年度)

第二次再犯防止推進計画とは…

R5年度～R9年度の
5年間の計画を定めたもの。

7つの重点課題の下に
96の具体的な施策を定め、
その実施により
「世界一安全な日本」を目指す。

① **就労・住居**の確保等

② **保健医療・福祉**サービスの利用の促進等

③ 学校等と連携した**修学支援**の実施等

④ 犯罪をした者等の**特性**に応じた効果的な**指導**の実施等

⑤ **民間協力者**の活動の促進等

⑥ **地域**による**包摂**の推進

⑦ 再犯防止に向けた**基盤**の整備

7つの
重点課題です



- ➡ 第一次推進計画の基本方針を踏襲し、第二次推進計画で発展・加速させる。
- ➡ 国・都道府県・市区町村の**役割分担**を**明確化**
国: 所管・権限に応じた対象者の指導・支援、地方公共団体等への**財政面支援**など
都道府県: 域内ネットワークの構築、**基礎自治体**が**困難な分野**の**専門的支援**など
市区町村: 立ち直りを決意した人を**受け入れていくことができる地域社会**づくり

矯正施設における農福連携の推進

農福連携等推進ビジョン（令和6年6月改定）

- 犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要
- 犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進
- 矯正職員等を対象として、農福連携等について学ぶ機会の創出

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）

- 農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起、農業等への就労を促進

就業に一定の配慮が必要な者の増加

新受刑者の約42%が作業能力に制約
新収容少年の約37%がIQ79以下

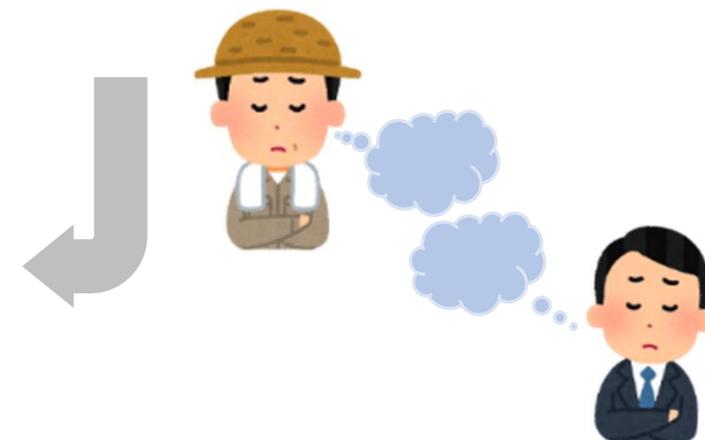


農福連携の課題

- 矯正施設
- ・農福連携をはじめ、福祉的就労に関する理解・ノウハウが不足
 - ・就労・帰住先としてのソーシャル・ファームの認知度の低さ
 - ・農園芸等の職業指導対象者と農福連携対象者のミスマッチ
- 農福団体
- ・犯罪・非行をした者の受入れに対する不安

～ 犯罪・非行をした者の受入れに向けて ～

- ・ 矯正施設と農福連携団体間のギャップを解消
- ・ 農福連携団体への就労・帰住を見据えた指導



法務少年支援センター（少年鑑別所に併設）支援内容



地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために
～法務少年支援センターでは、支援を行っています～

- ☆ 能力・性格の調査
- ☆ 問題行動の分析や指導方法等の提案
- ☆ 御本人や御家族に対する心理相談
- ☆ 事例検討会（ケース会議）等への参加
- ☆ 研修・講演・法教育授業等

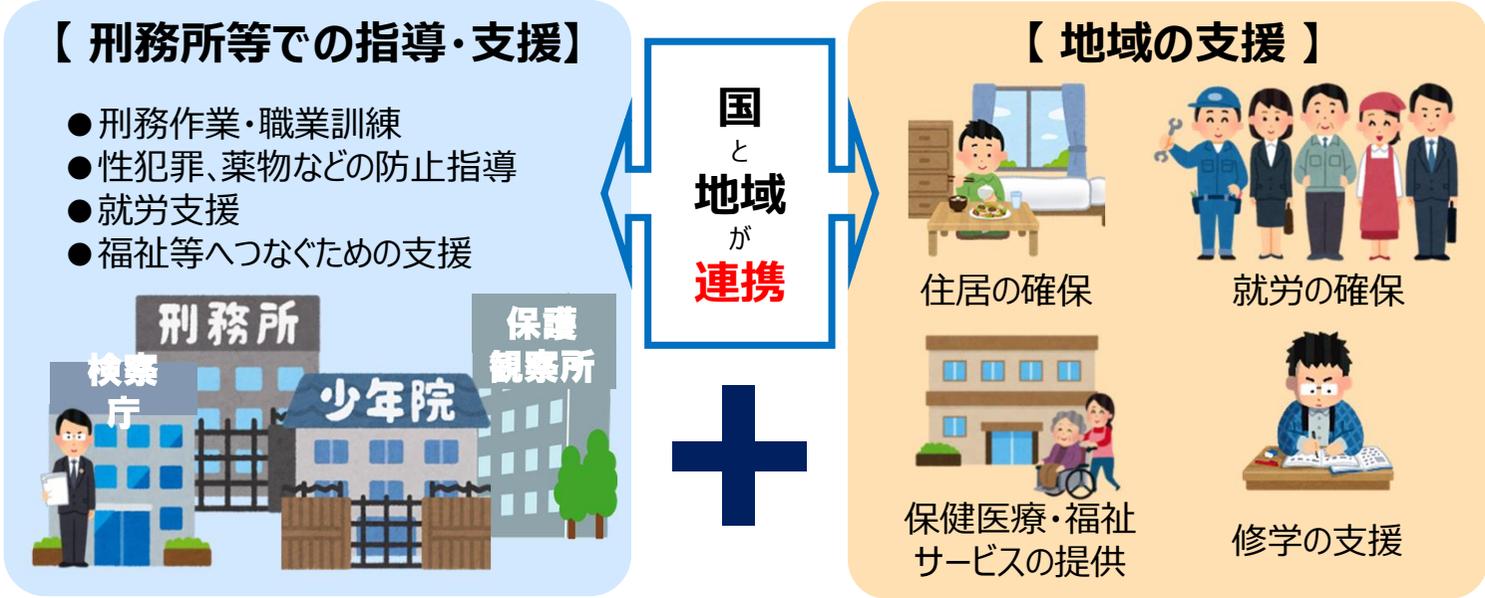


高松矯正管区は、

安全・安心な社会のため 地域と共に
刑務所・少年院・少年鑑別所と

「再犯防止」に向けて取り組んでいます

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、支援なしでは立ち直ることが難しい人もいます。



法務省 高松矯正管区
更生支援企画課

〒760-0033
高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
TEL:087-822-4455(代表)
FAX:087-826-1285



管区HP